

## 労働委員会活性化のための検討委員会 作業委員会報告について（大意）

### 第1 審査処理モデルの検討

- 1 標準処理期間を1年とした場合の審査手続の各過程の期間等を示した審査処理モデルとして、申立てから5か月以内に調査を終え、その後3か月程度で審問を行い、8か月程度の審査期間で結審するモデルを提案する。

このモデルの主要なポイントは次のとおりである。

- (1) 調査段階において不当労働行為を構成する事実等の正確な把握及び的確な争点整理を行うため、申立ての日から1か月以内に第1回調査を実施し、4か月以内に審査計画を策定するほか、同調査期日において、次回以降の調査期日ができるだけ多く一括して設定する努力を行うことが望ましいと考えられること。

なお、申立てから5か月を経過した段階で、和解の可能性が見込まれる場合や争点整理に向けて事実確認等がなお必要となる場合には、調査・審問の回数等は事件の具体的内容により柔軟に対応すべきものであること。

- (2) 争点を調査の初期段階から明確化するため、初回期日からであっても必要な求釈明を行うことが適当な場合があると考えられること。
- (3) 結審後、命令書交付までの期間を4か月程度としており、労委の実情に応じて、随時、臨時の合議を開催することを想定していること。
- (4) 命令書の起案については、各労委の実情に応じ、和解・審問の進行状況を踏まえ審査処理と並行して着手することも考えられること。
- (5) 和解勧誘は、調査等と並行して行うものであることを原則としているが、第3回又は第4回調査期日が効果的なタイミングと考えられること。また、一旦審問に入った場合は、審問終了時が和解の成否を見極める時期であると考えられること。

- 2 本審査処理モデルは、標準的な審査手続の各過程を示したものであり、実際の運用に当たっては各労委の実情に応じて様々な工夫を行うことが重要である。また、1年以内の命令書交付を重視するあまり、和解への取組みに向けた努力が軽視されることのないよう特に留意すべきである。

- 3 今後の課題としては、①初回期日設定が遅れる場合等には、より効率的に審査を行える工夫が必要となる場合があること、②命令書案の事前送付等、効率の良い合議の方式について工夫・検討する必要があること、③合議時の意見開陳とは別に、結審時等に参与委員の意見を聴取するなどの取扱いを検討すること、④すべての事件を本モデルで処理することが難しい場合には、団交拒否事件等を中心に活用していくことや実現可能な処理目標等を内部目標として設定するなど段階的に取り組んでいくことが考えられ、各労委で実情を踏まえた工夫を行いながら対応していくことが必要である。

### 第2 申立書モデルの検討

- 1 申立人の便宜に資すること、申立内容が整理されること及び争点整理や審査の迅速化・的確化に資するため、申立書モデルを提案する。本モデルのポイントは、①申立人がどの様式を利用するかが容易にわかるよう、ナビゲーション機能を持

たせたチェックシートを付加したこと、②具体的な事実等を枠内に記述させるとともに、労組法第7条各号に対応した3つの様式を作成したことの2点である。

2 各労委にあつては、現行の申立書様式に本モデルを追加し、より簡明なバージョンとして活用することが考えられる。また、申立書様式を任意としている労委等においては、以下の点に留意しつつ、今後の検討の際に参考とすることが考えられる。

- (1) 本モデルに各労委の実情に応じて、各号の記載例等の変更や賃金差別等の例文の追加を行うなどして有効に活用されたいこと。
- (2) 本モデルを参考として記入要領を充実させることのほか、新たに記入要領を作成することも含めて、実情に応じて有効に活用されたいこと。
- (3) 労組法第7条の複数号該当の類型にまたがる事案や、本モデルに当てはめることが適当でない場合には、実情に応じた適切な対応が望まれること。
- (4) 被申立人が答弁書を書ける程度まで事実関係や救済内容の整理を行った上で申立書を記入する等、申立書の受理に至る前に相談に応じる等の対応が必要な場合があると考えられること。

### 第3 公益委員研修の見直し

平成23年度公益委員研修に際し実施した受講者アンケート及び講師アンケートの結果を踏まえ、①審査実務研修「事例研究」の事例数を1事例に減らし、討議及び意見交換の時間を十分に確保すること、②必要に応じ、審査指揮に関するカリキュラム等を加え、弾力的な運用ができることをなどを考慮しつつ、概ね平成23年度の研修内容に沿って進めていくことを提案する。